

(参考1) 川西市介護保険運営協議会の全体像について

	改正前	改正後
	所掌事務	名 称
介護保険運営協議会（全体会）	<p>(1) 介護保険法第117条第1項に規定する介護保険事業計画及び老人福祉法第20条の8第1項に規定する老人福祉計画の策定又は変更に関する事項</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、川西市の介護保険に関する施策の実施状況の調査その他介護保険に関する施策に関する重要事項</p>	<p>介護保険運営協議会（全体会）</p> <p>※介護保険条例で規定する事項のため、 変更なし</p>
介護保険料・地域包括支援センター・地域密着型サービス等施設部会	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料の設定に関する事項 ・地域包括支援センターの運営状況の確認等に関する事項 ・地域密着型サービス等施設整備事業者の選定に関する事項 ・介護保険法第115条の48第1項の規定に基づき設置する会議（地域ケア推進会議）において協議すべき事項 <p>(廃止)</p>	<p>※「介護保険料の設定に関する事項」及び「地域包括支援センターの運営状況の確認等に関する事項」は、全体会で所掌</p> <p>※「地域密着型サービス等施設整備事業者の選定に関する事項」は、別途設置する「介護保険施設の指定候補事業者に係る公募型プロポーザル審査委員会」に移行</p>
生活支援体制整備部会 (第1層協議体)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法第115条の45第2項第5号に基づく生活支援等サービスの体制整備に関する事項 	<p>生活支援体制整備部会 (第1層協議体 兼地域ケア推進会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法第115条の45第2項第5号に基づく生活支援等サービスの体制整備に関する事項 ・介護保険法第115条の48第1項の規定に基づき設置する会議（地域ケア推進会議）において協議すべき事項